

神戸市大規模小売店舗等立地審議会 令和元年度 第4回 資料	
資料 No.	提出年月日
1	R1.11.18

令和元年度 第4回大規模小売店舗等立地審議会資料
(大規模小売店舗立地法案件)

1. 届出内容審議案件

(1) 第212号案件「(仮称)コーナンPRO伊川谷店」新設届

- ・新設計画の概要..... 1

2. 届出内容説明案件

(1) 第213号案件「パルティ」変更届

- ・変更計画の概要..... 8

「(仮称) コーナン PRO 伊川谷店」新設計画の概要

1. 届出の概要

※は図面、届出書のページを示す

大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) コーナン PRO 伊川谷店 神戸市西区伊川谷潤和字有久 1115 番 1 他	※図面 P. 1～P. 2
大規模小売店舗の設置者	株式会社エル・ビー 神戸市中央区下山手通 2 丁目 1 番 13 号	
小売業者の氏名及び住所	コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町 4 丁 401 番地 1	
新設をする日	令和元年 12 月 13 日	
店舗面積の合計	1,461 m ²	※図面 P. 3～P. 4
駐車場の収容台数	45 台 建物西側及び北側	※図面 P. 3
駐輪場の収容台数	19 台 建物西側及び南側	※図面 P. 3
荷さばき施設の面積	32.0 m ² 建物東側	※図面 P. 3
廃棄物等保管施設の容量	7.2 立方m 建物東側	※図面 P. 3
開店時刻及び閉店時刻	開店時刻：午前 6 時 15 分 閉店時刻：午後 9 時	
駐車場利用可能時間帯	午前 6 時から午後 9 時 30 分まで	
駐車場出入口の数	出入口 2 箇所 出入口① 敷地西面 出入口② 敷地東面	※図面 P. 3
荷さばき施設利用可能時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで	
届出年月日	平成 31 年 4 月 12 日	

<参考>

用途地域	準工業地域	※図面 P. 2
街並みづくり計画の有無及び内容	なし	
敷地面積、現況	敷地面積：3,379 m ² 現況：空地	
建築面積、延床面積	建築面積：1,086 m ² 延床面積：1,795 m ²	
建物の構造、規模	鉄骨造地上 2 階建 (高さ 9.50m)	

2. 大型店新設にあたっての配慮事項

○ 駐車場の設置・運営計画

収容台数	届出台数 45 台 (総台数 45 台)									
算出根拠	<ul style="list-style-type: none"> ● 指針基準による必要台数：45 台 ※届出書 P. 3 店舗面積当り日来店客数原単位 1,341.6 「人/千㎡×店舗面積 1.461 千㎡×ピーク率 14.4%×自動車分担率 50%÷平均乗車人員 2.0 人/台×平均駐車時間係数 0.634 ● 従業員用駐車場：4 台 (別途) 									
出入口の形式	出入口 2 箇所 (敷地東面及び西面)、ゲート：無									
開店後の交通状況予測	<p>【時間帯別来店車両数・根拠】 ※届出書 P. 5～6 及び交通計画報告書 P. 9～P. 13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開店時に供用している道路にて経路を設定 ● 需要率(飽和度)等の算定は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の交差点 (地点 1、地点 2) で交通量調査を実施 ・ H30/10/7 (日) 及び 10/9 (火) の 5 時～22 時に交通量調査を実施 ・ それぞれの地点のピーク時間帯交通量に、開店に伴い増加する発生予測交通量を加算。 ● 発生予測交通量は、1 日の来店車両台数・ピーク時来店車両台数とも指針の基準による数値を使用 (日来：490 台/日、ピーク時：71 台/時)。 方面別発生交通量は、店舗から半径 2 km における方面別世帯数比率により算出。 <p>【交差点の開店後における需要率 (飽和度)】 ※図面 P. 10、交通計画報告書 P. 14</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>地点 1 〔白水西交差点〕</th> <th>地点 2 〔白水橋交差点〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日</td> <td>0.654</td> <td>0.539</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>0.656</td> <td>0.588</td> </tr> </tbody> </table>		地点 1 〔白水西交差点〕	地点 2 〔白水橋交差点〕	休日	0.654	0.539	平日	0.656	0.588
	地点 1 〔白水西交差点〕	地点 2 〔白水橋交差点〕								
休日	0.654	0.539								
平日	0.656	0.588								
来店経路の案内・誘導方法	<p><案内看板の設置> ※届出書 P. 6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場出入口付近に入出庫方向等を示す案内板を設置する。 <p><ちらし等の配布></p> <ul style="list-style-type: none"> ● オープン時に配布するチラシに案内経路を掲載し周知する。 									
交通への支障を回避するための方策等	<p><交通整理員の配置> ※届出書 P. 12</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オープン時や繁忙期には、駐車場出入口に交通整理員を配置し、来退店車両を誘導する。 <p><ちらし等の配布></p> <ul style="list-style-type: none"> ● オープン時に配布する広告チラシに案内経路を掲示し周知する。 <p><スムーズな入出庫の誘導></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出入口②には場内の駐車待ちスペース (12m) を設け、一般車両への影響の低減に努める。 <p><看板の設置等></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一旦停止、左右安全確認の看板や路面表示にて注意を呼びかける。 									

○ 駐輪場の設置・運営計画

収容台数	19 台
算出根拠	必要台数：13 台 ※届出書 P. 13 既存店舗における駐輪場滞留台数および過去 1 年間のレジ通過客数より算定。
構造等	平面式
駐輪場の管理体制	従業員等が適宜巡回し整理整頓に努める。
駐輪場案内の表示方法	サインの建物壁面貼付又は路面表示により駐輪場所を明示する。

○ 荷さばき施設の設置・運営計画

施設面積	合計 32 m ² (建物東側)
同時作業可能台数	2 t 車、4 t 車：1 台 ※届出書 P. 13
荷さばき可能時間帯	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき計画	専用出入口の有無：無
その他	<車両の大きさ、台数> ※届出書 P. 7 <ul style="list-style-type: none"> ● 2 t 車又は 4 t 車：1 日あたり 10 台 ● 平均荷さばき処理時間：15 分/台 ● ピーク時の搬出入車両の台数：2 台

○ その他の施設の配置及び運営方法に関する計画

歩行者の通行の利便の確保等のための計画	<歩行者通路確保対策> ※届出書 P. 14 <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場出口には一旦停止線を標示し、出庫車両の飛び出しを抑制する。 ● 駐車場出入口とは別に、歩行者・自転車用出入口を設ける。 <夜間照明等の設置> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場内や駐輪場には照明を設置する。
地域の防犯対策への協力	※届出書 P. 14 <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員等による巡回を行い、防犯対策に努める。 ● 必要に応じ、警察等の関係機関と連携し、防犯及び非行防止に努める。 ● 営業時間外には出入口を施錠する。

○ 騒音発生に対する対策

騒音対策	<p><荷さばき施設及び作業に係る騒音対策> ※届出書 P. 15</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 荷捌き施設を隣接地への影響が少ない敷地南東側に配置。 ● スペース確保や作業の効率化による荷さばき時間の短縮。 ● 荷さばき車両のアイドリングストップの徹底。 ● 作業員への騒音防止意識の周知・徹底。 <p><BGM等の営業宣伝活動の予定> 無</p> <p><冷暖房設備の室外機、送風機等に関する騒音対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 低騒音型機器の導入。 ● 定期点検による異常騒音の発生防止。 <p><駐車場の騒音対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排水蓋等の設置による路面段差解消。 ● 掲示物等により、アイドリングストップ及び場内徐行運転の協力を呼びかける。 <p><廃棄物収集作業に係る騒音対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 作業人員へ騒音防止意識を周知・徹底する。 ● 廃棄物収集作業は、早朝・深夜に実施しない。
------	--

等価騒音レベル等の予測	<p><予測計算方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設備機器類についてはメーカーカタログ値を、来店客車両の自動車走行音については手引書による値を、大型車両についてはASJ RTN-Model2003による算出、来店車両のドア開閉音は実測値を、荷さばき作業及び廃棄物作業やドア開閉音については手引書による値をそれぞれ用いた。 <p><予測結果> ※届出書 P. 8～P. 9 及び騒音報告書</p> <p>【① 予測地点における等価騒音レベルの予測結果（単位：dB）】 ※図面 P. 12</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="5">店舗北側敷地境界</th> <th>店舗東側敷地境界</th> <th>店舗南側敷地境界</th> <th>店舗西側敷地境界</th> </tr> <tr> <th>A 1 H=1.2</th> <th>A 2 H=4.4</th> <th>A 3 H=7.6</th> <th>A 4 H=10.8</th> <th>A 5 H=14.0</th> <th>B H=1.2</th> <th>C H=1.2</th> <th>D H=1.2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間 (6～22)</td> <td>52</td> <td>50</td> <td>49</td> <td>48</td> <td>47</td> <td>37</td> <td>53</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>環境基準</td> <td colspan="8">60</td> </tr> <tr> <td>夜間 (22～6)</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>環境基準</td> <td colspan="8">50</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 予測地点は、周囲4方向の4地点（A～D）において店舗等から発生する騒音の影響を最も受ける地点に立地している住居等の敷地境界線上に設定。 ● 予測の結果、全地点で環境基準値を下回っている。 <p>【② 予測地点における夜間の最大値の予測結果（単位：dB）】 ※図面 P. 12</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="5">店舗北側敷地境界</th> <th>店舗東側敷地境界</th> <th>店舗南側敷地境界</th> <th>店舗西側敷地境界</th> </tr> <tr> <th>a 1 H=1.2</th> <th>a 2 H=4.4</th> <th>a 3 H=7.6</th> <th>a 4 H=10.8</th> <th>a 5 H=14.0</th> <th>b H=1.2</th> <th>c H=1.2</th> <th>d H=1.2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間 (22～6)</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>規制基準</td> <td colspan="5">45</td> <td colspan="3">50</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 予測地点は、周囲4方向の4地点（a～d）において、夜間店舗から発生する騒音の影響を最も受ける計画敷地の境界上に設定。 	予測地点	店舗北側敷地境界					店舗東側敷地境界	店舗南側敷地境界	店舗西側敷地境界	A 1 H=1.2	A 2 H=4.4	A 3 H=7.6	A 4 H=10.8	A 5 H=14.0	B H=1.2	C H=1.2	D H=1.2	昼間 (6～22)	52	50	49	48	47	37	53	41	環境基準	60								夜間 (22～6)	32	33	33	32	30	13	21	16	環境基準	50								予測地点	店舗北側敷地境界					店舗東側敷地境界	店舗南側敷地境界	店舗西側敷地境界	a 1 H=1.2	a 2 H=4.4	a 3 H=7.6	a 4 H=10.8	a 5 H=14.0	b H=1.2	c H=1.2	d H=1.2	夜間 (22～6)	32	33	33	32	30	26	21	19	規制基準	45					50		
予測地点	店舗北側敷地境界					店舗東側敷地境界	店舗南側敷地境界	店舗西側敷地境界																																																																																	
	A 1 H=1.2	A 2 H=4.4	A 3 H=7.6	A 4 H=10.8	A 5 H=14.0	B H=1.2	C H=1.2	D H=1.2																																																																																	
昼間 (6～22)	52	50	49	48	47	37	53	41																																																																																	
環境基準	60																																																																																								
夜間 (22～6)	32	33	33	32	30	13	21	16																																																																																	
環境基準	50																																																																																								
予測地点	店舗北側敷地境界					店舗東側敷地境界	店舗南側敷地境界	店舗西側敷地境界																																																																																	
	a 1 H=1.2	a 2 H=4.4	a 3 H=7.6	a 4 H=10.8	a 5 H=14.0	b H=1.2	c H=1.2	d H=1.2																																																																																	
夜間 (22～6)	32	33	33	32	30	26	21	19																																																																																	
規制基準	45					50																																																																																			

	<ul style="list-style-type: none"> ● 予測の結果、全地点で規制基準値を下回っている。 ● なお、予測地点 a、b については準工業団地であるが、第一種低層住居専用地域と接する境界線から 50m 範囲内にあるため、規制基準は 45db としている。
--	---

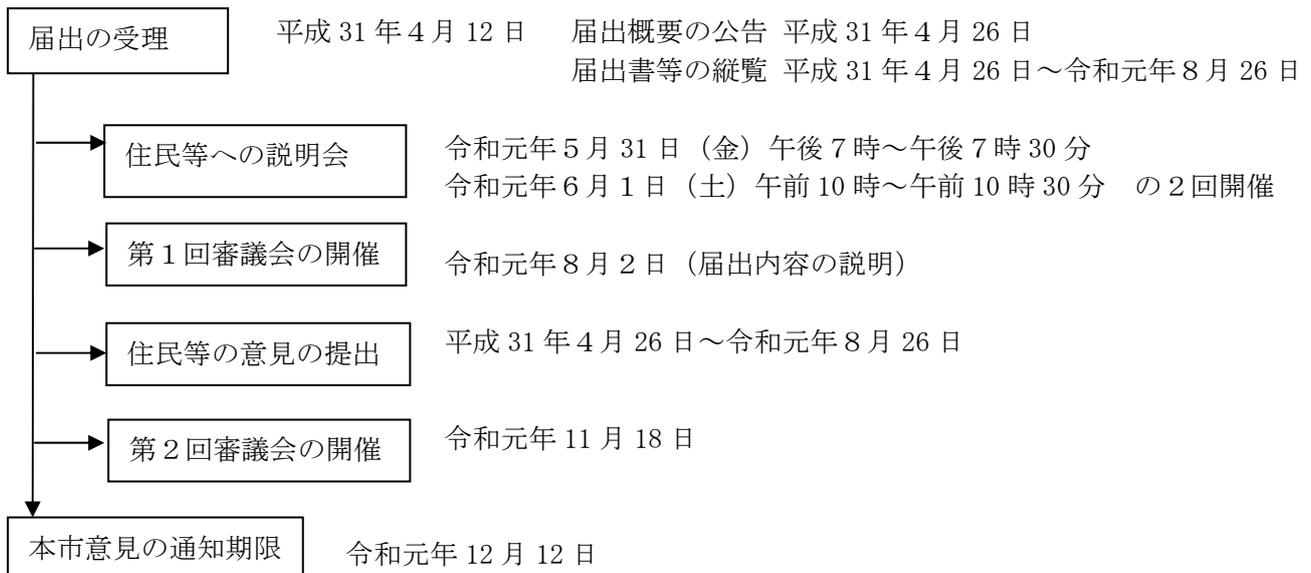
○ 廃棄物等の保管施設の設置・運営計画

保管施設容量	計 7.2 立方m
算出根拠	指針の基準に基づく必要量：6.79 立方m ※届出書 P. 10 (内訳：紙製廃棄物 3.04 m ³ +金属製廃棄物 0.10 m ³ +ガラス製廃棄物 0.09 m ³ + プラスチック製廃棄物 2.90 m ³ +生ごみ等 0.45 m ³ +その他の可燃性廃棄物等 0.21 m ³)

○ 街並みづくり等への配慮に関する事項

景観・街並みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 「神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例」に基づき、敷地内に緑地を確保する。 ※届出書 P. 17
緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地面積：463 m² (13.7%) ※図面 P. 3、届出書 P. 17 ● (植栽：403 m²、壁面緑化 60 m²) ● 樹種：ヤマボウシ、地被類
屋外広告物	「神戸市屋外広告物条例」を遵守する。
屋外照明等の計画と光害対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明は看板面及び駐車場内に向けての照射とし、敷地外への光害とならないよう配置する。 ● 照明の明るさは必要最低限のものとする。 ● 点灯時間は、日没から営業時間終了までとする。 ● 必要最小限の点灯計画とし、周辺住居に光が差し込まないように充分配慮する。
景観に関する要望事項	<p>(1) 北側住宅が敷地に接しているため、緑化スペースを確保して住宅への景観配慮を検討すること。その際には、スペース確保のため、出入口②を南側に移動するなどの措置を検討すること。それらの検討のほか、敷地境界のフェンス等による住宅への景観配慮を検討すること。</p> <p>(2) 北側住宅からの景観に配慮して、大きさのある看板は文字色の反転や、全体のスケールダウン等を検討すること。</p>
回 答	<p>(1) 出入口②については、既設のスロープを利用する計画で、南側に移設することは白水橋交差点に近づき、安全確保の観点からできない。 車路の幅員の一部を植栽に使用することも検討したが、搬入車両等の通行が円滑に行えなくなるため、できない。 圧迫感の無いメッシュフェンスを設置する計画である。</p> <p>(2) 壁面看板の文字色反転については小売業者のイメージカラーであり、反転はできない。 スケールダウンについては、沿道通行者へのアピールが必要であるが、都市景観条例の規制の範囲内で計画している。</p>

3. 本届出に係る大規模小売店舗立地法手続の経緯・予定



【参考】「神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」の手続き

- ・事業者から基本計画書の提出：平成 31 年 1 月 23 日
- ・市長の意見通知：平成 31 年 3 月 4 日（「意見なし」）

第 212 号案件「(仮称) コーナンPRO伊川谷店」新設届の審議

1. 前回の審議会における質疑事項及び回答

質疑事項	設置者からの回答
<p>○東側出入口の安全確保について 東側出入口がスロープをあげて公道に出る構造になっており、視距の確保が困難である。前面道路を通行する車両や歩行者に対して安全対策を講じること。</p>	<p>(設置者) 届出内容にある場内の一旦停止の路面表示、安全確認の注意喚起看板設置に加えて、出入口にカーブミラーを設けます。</p>
<p>○出庫時の安全対策について 利用者層を想定すると仕事前に急いで利用することが考えられるため、利用者心理を踏まえた安全対策をすること。</p>	<p>(設置者) 届出内容にある場内の一旦停止の路面表示、安全確認の注意喚起看板設置に加えて、店内にも安全運転を呼びかける掲示を行います。</p>
<p>○屋外広告について① 審議前の協議においては、看板のうちコーポレートカラーの部分は変更できないということであったが、それ以外の部分について明度を下げることができないか検討すること。</p>	<p>(設置者) 明度を下げることができませんが、赤白の看板について色彩を反転し配慮します。</p>
<p>○屋外広告について② 北西から建物をとらえた際に、北面と西面の看板配置に統一感がない。統一感のある配置にできないか検討すること。</p>	<p>(設置者) 北面は店舗正面であるため、店名表示は中央としたい。また、西面には排煙窓等があり現状位置とせざるをえない。北面の販売商品の表示(紺色)を西側に寄せ、配慮しました。</p>
<p>○緑化計画について 西側道路沿いの緑化について従業員用駐車場部分にも設置し、統一感のある計画とすること。</p>	<p>(設置者) 従業員用駐車場1台分を軽自動車用とし、歩道の境界に植栽を配置します。</p>
<p>○隣地マンションとの境界について 計画地北側マンションとの境界に設置予定のフェンスについて、騒音防止、圧迫感の抑制など総合的に勘案した計画とすること。</p>	<p>(設置者) 隣地マンション所有者と協議の上、より圧迫感の少ないメッシュフェンスを採用することとしました。</p>
<p>○屋外売場の安全対策について 店舗の外側の売場の販売品目および売り場利用時の来退店車両との接触防止などの安全対策について報告すること。</p>	<p>(設置者) 屋外売場ではブロックやセメント等を販売する予定です。多くの商品を購入される場合には配慮が必要であると考えており、台車の貸し出しや従業員のフォークリフトでのサポート等により、接触防止に努めます。</p>

2. 縦覧の状況 縦覧期間：平成31年4月26日～令和元年8月26日、縦覧件数：2件

3. 意見書の提出状況 なし

4. 市運用協議会における審査案

意見なし

「パルティ」変更計画の概要

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

※は図面、届出書のページを示す

パルティ（西区美賀多台9丁目2-2） ※図面 P. 14～P. 21

2. 変更事項及び変更内容

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更内容		小売業者名	開店時刻	閉店時刻
	変更前	株式会社手芸の丸十 株式会社シー・アンド・エス 株式会社G-7ホールディングス	午前7時	午後9時
	変更後	株式会社G-7スーパーマーケット 株式会社ガーデンパパ	午前7時	午前0時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更内容	(変更前) 午前6時から午後10時まで (変更後) 午前6時から午前1時まで
------	---

3. 変更する年月日 令和元年8月5日

4. 届出年月日 令和元年7月19日

5. 上記のほか、変更に係わるもの以外の事項

大規模小売店舗の設置者	神戸交通振興株式会社 (神戸市長田区松野通一丁目2番1号新長田地下鉄ビル)
店舗面積	3,744 m ²
駐車場の収容台数	204台 (B棟北東側)
駐輪場の収容台数	76台 (B棟南西側および南側)
荷さばき施設の面積	43 m ² 、68 m ² (A棟西側およびC棟北側)
廃棄物等保管施設の容量	81立方m (A棟北側)
荷さばき施設利用可能時間帯	午前6時から午後10時まで

<参 考>

用途地域	準工業地域	※図面 P. 15		
敷地面積	16,858 m ²			
建築面積	6,219 m ²			
延床面積		A棟	B棟	C棟
	延床面積	4,270 m ²	627 m ²	821 m ²
建物の構造、規模	鉄骨造、地上1階建			

6. 指針に基づく配慮事項

(1) 交通等への影響

<p>当該店舗の実績から、駐車場利用時間帯で最も遅い時間帯である午後9時～10時の駐車車両は従業員用の車両も含めて30台であり、それ以降は利用者数は低減すると見込まれていること、また、周辺交通状況に混雑がないことから、閉店時刻変更後における周辺交通等への影響はほとんどない。</p> <p style="text-align: right;">※届出書 P. 8</p>

(2) 騒音対策と騒音予測

騒音対策	<p><荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策> ※届出書 P. 8</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設内の路面は極力段差をなくす構造とし、騒音の発生を抑制している。 荷捌き車両のアイドリングを禁止している。 <p><BGM等の営業宣伝活動の有無> 無</p> <p><駐車場の騒音対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 来店車両にアイドリングストップを呼びかけている。 <p><廃棄物収集作業に係る騒音対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 早朝・深夜における作業を行わない。 																																													
等価騒音レベル等の予測	<p><予測計算方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 設備機器類については、メーカーカタログ値または実測値を、自動車走行音、荷さばき作業、廃棄物収集作業、台車走行音については手引書に基づき算出した値を、来店車両ドア開閉音については手引書実測値をそれぞれ用いた。 <p><予測結果> ※届出書 P. 6～P. 7 及び騒音検討資料</p> <p>【① 予測地点における等価騒音レベルの予測結果 (単位: dB)】 ※図面 P. 21</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間 (6～22)</td> <td>45</td> <td>51</td> <td>50</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>環境基準</td> <td>55</td> <td colspan="2">60</td> <td colspan="2">55</td> </tr> <tr> <td>夜間 (22～6)</td> <td>39</td> <td>46</td> <td>45</td> <td>40</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>環境基準</td> <td>45</td> <td colspan="2">50</td> <td colspan="2">45</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 予測地点は、今回の変更事項に影響のある周囲4方向5地点(A～E)において、店舗等から発生する騒音の影響を最も受ける地点に立地している住居等の敷地境界線等に設定。 予測の結果、全地点で環境基準値を下回っている。 <p>【② 予測地点における夜間の最大値の予測結果 (単位: dB)】 ※図面 P. 21</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間 (22～6)</td> <td>72</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>規制基準</td> <td colspan="3">50</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 予測地点は、今回の変更事項に影響のある周囲4方向4地点において、夜間店舗から発生する騒音の影響を受ける計画地敷地の境界上(a～d)に設定。 		A	B	C	D	E	昼間 (6～22)	45	51	50	44	44	環境基準	55	60		55		夜間 (22～6)	39	46	45	40	39	環境基準	45	50		45			a	b	c	d	夜間 (22～6)	72	65	65	72	規制基準	50			45
	A	B	C	D	E																																									
昼間 (6～22)	45	51	50	44	44																																									
環境基準	55	60		55																																										
夜間 (22～6)	39	46	45	40	39																																									
環境基準	45	50		45																																										
	a	b	c	d																																										
夜間 (22～6)	72	65	65	72																																										
規制基準	50			45																																										

	<ul style="list-style-type: none"> ● 予測の結果、全ての地点で車両走行音、地点bおよびcでドア開閉音等の衝撃騒音が規制基準値を上回っている。 ● 全ての予測地点について、現在、非居住であり周辺生活環境に与える影響は軽微であり、地点aは緑地、地点bは地下鉄車庫、地点dは昼間高校であることから、住宅展示場敷地境界線上の地点b'で再予測を実施。 						
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>夜間 (22~6)</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>規制基準</td> <td>50</td> </tr> </table>		b'	夜間 (22~6)	55	規制基準	50
		b'					
夜間 (22~6)	55						
規制基準	50						
<ul style="list-style-type: none"> ● 再予測の結果、地点b'においても規制基準値を上回っているものの、現在、非居住であるため周辺生活環境に与える影響は軽微である。 ● 予測地点b'において住居が建設される場合には別途対応を検討する。 							

7. 本届出に係る大規模小売店舗立地法手続の経緯・予定

